

祖父江のイチョウ並木(稲沢市)

《今月の主な内で

とじて保管しましょう

- ●健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額の特例改定を延長等します
- ●11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です!
- ●高額療養費支給申請書 記入の注意点
- ●コラム ~日本の健康・世界の健康~
- ●「社会保険事務講習会」開催のお知らせ
- ●社会保険協会費の納付は、便利で確実な口座振替をご利用ください
- 「スキーリフト券」「アイススケート滑走料」「イチゴ狩り」各補助券発行のご案内

事業所の名称や所在地を変更されました際には、「事業所名称・所在地等変更届」を 愛知県社会保険協会へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、届書の様式は愛知県社会保険協会のホームページに掲載しております。

No.548 2021年11月 (隔月発行)

職場内で回覧しましょう

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合

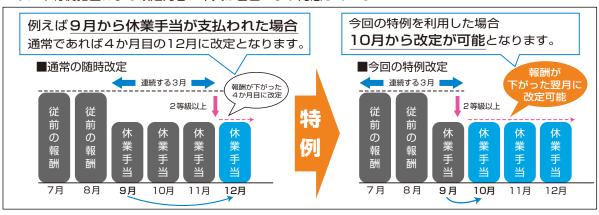
## 健康保険・厚生年金保険料の 標準報酬月額の特例改定を延長等します

令和3年8月から令和3年12月までの間に、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、 **報酬が著しく下がった方**のうち、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、 通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、特例により翌月から改定可能です。

また、既に特例改定を受けた方のうち、一定の条件に該当する場合は、令和3年9月から適用された定時 決定を特例により変更可能です。

### 対象となる方

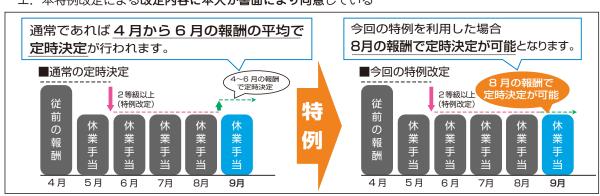
- (1) 令和3年8月から令和3年12月までの間に新たに休業により著しく報酬が下がった方の特例 次のアからウのすべてに該当する方が対象となります。
  - ア. 新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、令和3年8月から令和3年12月ま での間に、著しく報酬が下がった月が生じた方
  - イ. 著しく報酬が下がった月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、既に設定されている標準報酬月額 に比べて**2等級以上下がった方**(固定的賃金の変動がない場合も対象となります)
  - ウ. 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している



- (2) 令和2年6月から令和3年5月までの間に休業により著しく報酬が下がり特例改定を受けている方の特例 次のアから工のすべてに該当する方が対象となります。
  - ア. 新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、次のいずれかに該当する方 ⑦令和2年6月から令和3年5月までの間に著しく報酬が下がり、令和2年7月から令和3年6月まで の間に特例改定を受けた方

(イ)令和2年8月に支払われた報酬にて令和2年度定時決定の保険者算定の特例を受けた方

- イ. 令和3年7月までに休業が回復したことによる、随時改定に該当していない方
- ウ.令和3年8月に支払われた報酬の総額(1か月分)に該当する標準報酬月額が、令和3年9月の定時 決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
- 工. 本特例改定による**改定内容に本人が書面により同意**している



※上記(1)、(2)により特例改定を受けた方は、休業が回復した月に受けた報酬の総額を基にした標準報酬月額が、 例改定により決定した標準報酬月額と比較して2等級以上上がった場合、その翌月から標準報酬月額を改定するこ とになりますので、月額変更届の提出が必要です。

### 対象となる保険料

休業により報酬等が急減した月((2)の場合は令和3年8月となります。)の翌月以降の保険料が対象とな ります。

※令和4年2月末日までに届出があったものが対象となります。それまでの間は遡及して申請が可能ですが、 給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合は、できるだけ速 やかに提出をお願いします。

### 申請手続について

月額変更届(特例改定用)に申立書を添付し、管轄の年金事務所へ郵送してください。 (窓口で直接受け付けることも可能です。)

#### 申請期限 令和4年2月28日(必着)

- ※通常の月額変更届・算定基礎届と提出先が異なりますので、事務センターへ郵送しないようご注意くだ さい。
- ※通常の月額変更届と様式が異なりますので、ご注意ください。 (届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。)

#### 詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」までお気軽にご相談ください

ねんきん 加入者ダイヤル 0570-007-123 (ナビダイヤル)

03-6837-2913 (050から始まる電話でおかけになる場合)

受付時間:月~金曜日 午前8時30分~午後7時 第2土曜日 午前9時30分~午後4時



より詳しくお知りになりたい方はこちら

年金機構 特例改定延長

Japan Pension Service https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei3.html



## 11月は「ねんきん月間」 11月30日(いいみらい) は「年金の日」です!

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆様に公的年 金制度に対する理解を深めていただくための取組を行っています。

今年度の取組についても、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、感染拡大防止対策(「3密」を避ける、 非対面の形式で行う等)を徹底したうえで行います。

※感染症拡大の状況等により、活動が一部変更となる場合があることをご了承ください。

#### 【主な活動予定】∞∞

- ◆日本年金機構ホームページ上に「ねんきん月間ページ」を設置
- ◆公的年金制度とのかかわりについて「わたしと年金」をテーマにしたエッセイの受賞作品の公表(日本年 金機構ホームページ)
- ◆大学・高校などの教育機関や事業所等へのオンラインによる「年金セミナー」や「年金制度説明会」の開催 (要請があり、かつ十分な感染拡大防止対策を講じていることが確認できる場合のみ、対面形式で開催)
- ◆年金委員功労者表彰式の開催(関係者のみ)

また、11月30日は、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、高齢期の生活設計に思いを巡らしていた だく「年金の日」です。

この機会に、年金記録の確認や年金見込額を試算できる「ねんきんネット」をご利用いただけるよう、従業員 の方に広くご案内のほどお願いいたします。

(「ねんきんネット」のご利用登録は、日本年金機構ホームページより可能です。)

ねんきんネット

検索 https://www.nenkin.go.jp/n\_net/

## 高額療養費支給申請書 記入の注意点

## もしもの時のために従業員の皆様にご回覧ください!

高額療養費支給申請書の審査にあたり内容の<mark>詳細な確認が必要な場合、通常よりお時間をいただく</mark>ことがあります。また、申請書に記入漏れや不備があるとお支払いが遅れる場合があります。

今回は高額療養費の支給申請でよくある記入誤り・記入漏れの要注意点をピックアップしていきます。



## 高額療養費支給申請書 1ページ目 のチェックポイント

## 本人(被保険者)の保険証

平成 26年 6月 1日

○ 株式会任 | 0 1 0 1 0 0 1 6 全国健康保険協会 ○ ○ 市 ○ 区 ○ 町 ○ -

性別 資格取得年月日

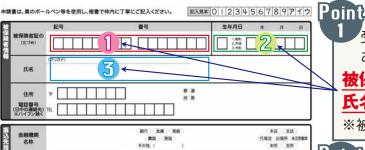
### 

2 生年月日



家族(被扶養者)の保険証

| 1378 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772 | 1772



*	干 TEL(ハイフン除く)	
代理人	住所	/
(口座名義人)	(フリガナ)	
	氏名	
(一記載機	1	i険者記入用」以2ページに続き

1 受診者がご家族(被扶養者)で あっても、

被保険者(お勤めの方)の 氏名・生年月日をご記入ください。

※被保険者死亡時を除く

Point!

## 2 マイナンバーの記入は 以下の場合を除き不要です。

記入された場合は、本人確認書類など、別途書類が必要です。

#### ※記入・添付が必要な場合

- ●保険証の記号・番号が不明な場合。
- 被保険者本人が、市区町村民税非 課税者などで、自己負担限度額の 所得区分が低所得者になる方。

## マイナンバーの記入が必要な場合の注意事項

- 高額療養費支給申請において、市区町村民税非課税者などで、自己負担限度額の所得区分が低所得者になる方は、「本人確認書類貼付台紙 マイナンバーによる課税情報等の確認申出書」の記入と、「番号確認書類」と「身元確認書類」の両方のコピーの提出が必要です。
- ●「本人確認書類貼付台紙 マイナンバーによる課税情報等の確認申出書」は協会けんぽのホームページよりダウンロードできます。

## 高額療養費支給申請書作成にあたって 特にご注意いただきたいこと

#### 高額療養費支給申請書 2ページ目 のチェックポイント

- ■医療機関から提出される診療報酬明細書(レセプト)の審査を経る必要があるため、 高額療養費の支給決定まで、不備等がない場合でも受診月後3か月以上 かかります。
- ■お住いの県や市区町村などから医療費の助成を受けている場合を除き、

領収書の添付は不要です。

射 対大要者) 中成 3.0和 月 日 (定分殊念む) (電) 年 月
用 目 (X分娩含む) ↑
# 7
の他
ПП
l l
成 日負担あ <u>り</u> ※
K

1 枚の申請書で

Point-

## 複数月をまとめて申請 することはできません。

診療月(1か月)ごと(1日~ 末日)で申請いただく必要があ ります。

※複数月申請される場合は月ごと に申請書(1ページ目、2ペー ジ目ともに)が必要です。

oin't 2 同一の医療機関で入院と通 ·院がある場合には、それぞれ分 けてご記入ください。

Point 3 他の公的制度(お住いの県 や市区町村など)から、医療費 の助成を受けている場合は、も れなくご記入ください。一部自 己負担ありの場合には、領収書

のコピーの添付が必要です。

記載の内容は、協会けんぽの加入者様向けのものです。 健康保険組合の加入者様は内容が異なる場合があります。

協会けんぽの紙面(4.5ページ)についてのお問い合わせはこちら



## 全国健康保険協会

手続きは

郵送でお願い

協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階

TEL:052-856-1490(代表)

●受付時間 午前8:30~午後5:15(土日祝日・年末年始を除く)

メールマガジンに是非ご登録ください。 健康保険、健康づくりに関する最新情報を お届けします。

3ステップで簡単登録!

新規登録を ご登録画面へ クリック アクセス



協会けんぽ愛知 メルマガ





# コラム ~日本の健康・世界の健康~

## ジェイソンの健康について考える

## 名古屋市立大学大学院 看護学研究科 国際保健看護学教授 **桶** 🗖

2021年1月号 (No.543) の本コラムで「どうし てジェイソンは病院にいるの?」と題して、「健康の 社会的決定要因」のことを書いてから時間がたって しまいました。思い出しながら(もしくはNo.543) をお持ちの方は、もう一度それをみてから)読んで いただけるととても嬉しいのですが、別のエピソー ドから。

筆者は炊き出し会場で行っている生活・医療相談 に、わずかながらですが参加させていただいていま す。そこでは、いろいろな人、事例に出会います。 数百キロ離れた都市に住んでいたという30代の元会 社員(サービス業種)の男性が、かなり疲れ切った 様子で相談会場に来たことがありました。その8ヶ 月前にある生活習慣病で救急入院、元通りとはいか ないものの、1人で生活していけるくらいまで回復 して数週間で退院。もともと仕事がかなり過酷だっ たため、病気を機に自主退職し、退院後は失業給付 を受けながら就活してきたけれどもうまく行かず、 貯金は入院で使い果たし、給付期間が終了したため どうにもならなくなり「野垂れ死にしたくて」歩い ているうちに名古屋にたどり着いたとのこと。

上記の最初の聞き取りだけではわからなかった、 気になる点がいくつかあります。30代での発症はあ まりない病気なのですが、仕事のストレスによるも のだった可能性はないのか。一人暮らしとのことで したが、家族や友人との関係はどうだったのか。入 院で貯金を使い果たしたと言いますが、高額医療費 制度は利用したのか。退職時に社会保険から国民健 康保険に切り替える余裕がなかったとのことでした が、それについての誰かからアドバイスや支援はな かったのか。取り急ぎ、支援団体がその日の宿を確 保した上で、翌日生活保護の申請に同行することに なりました。時間をかけて関わっていくようです。

ジェイソンは入院中ですが、足の化膿は抗生物質 で治るでしょう。この男性も救急入院しましたが、 一人暮らしできるくらいには回復しました。でも、 それぞれ、健康を害した社会的問題が背景にありそ うです。人を健康もしくは不健康にする要因の多く は社会的なものであることはNo.543でもご紹介し ました。多くの研究結果が、収入、教育、雇用、社 会的支援などが健康と関連することを示しています。 そして、そういったことを指す「健康の社会的決定 要因」という概念も少しずつ知られるようになって きました。

健康の社会的決定要因にどう取り組んだらよいの かについて、2008年にWHOが3つの提言を出しま した。第1の「日常生活の状況を改善する」とともに、 第2は「不公平な分配に対処する」という一見健康 とはかけ離れているかのような内容です。ちなみに

第3は「問題を測定して理解し、対策の効果を評価 する」です。WHOは提言とともに、それぞれの立場 で実際何をすればいいのかについても言及していま す。市民社会、つまり私たちには、地域の健康の社 会的要因に関わる政策について「声を上げる」役割 を求めています。また、雇用条件、男女平等、教育、 企業活動、貿易協定、環境保護など、健康に関わる 個別の問題を監視して欲しい、ともしています。な るほど、そもそもこういったことは民主主義社会に おいて私たちの役割であり、大切であるのはわかり ます。でも、ジェイソンたちの健康を考える上では、 少し雲をつかむような感じがしてしまいます。

もう少し身近に感じられるかもしれない方策の1 つとして、「社会的処方」という考え方が注目されて きています。最近 (2021年9月29日) NHKの 「クロー ズアップ現代」でも特集されたので、耳にした方も いるかもしれません。患者の社会的問題に対して、 医療者が薬を処方するように「リンクワーカー」を 紹介し、リンクワーカーが患者と地域の社会資源を つないで社会課題を解決するのを支援するというも のです。リンクワーカーは、医療者ではないことが 多いのですが、地域のことをよく知っている人たち です。医療者が紹介してきた患者さんには何が必要 なのか一緒に考え、地域にある社会資源 ―というと 堅苦しいですが― 趣味やスポーツの機会、ランチグ ループ、ボランティア活動、職業訓練、カウンセリ ング、行政やNGOの支援などへつなぎます。

職業訓練、カウンセリング、行政やNGOの支援に ついては、わかる感じもありますが、趣味やスポーツ、 ランチ、ボランティアの何が健康と関係するの?と 思う人もいるかもしれません。たとえば、健康の社 会的決定要因の1つに「社会的孤立」や「孤独」があり、 高度な肥満 (BMI35kg/ m以上) と匹敵するくらい 死亡に影響があることが知られています。孤立しな いための趣味やスポーツ、ランチ、ボランティアは 立派な治療なのです。ただ、医療者は地域のどこに そういう場所や機会があり、どんな人がいるのかよ く知らないことも多いため、リンクワーカーがつな ぐのです。

英国では、2000年ころから本格的に国の保健医療 制度の中に組み込まれたそうです。日本でも国によ るモデル事業がはじまりますが、前述のNHK番組で は、すでに同様の実践している事例がいくつか紹介 されていました。保健・医療・介護・福祉関連の職 種のみならず、配食サービス事業者、民生委員、保 育園、地域のIT教室など、地域ぐるみで連携し、患 者とコミュニティをつないでいます。

みなさんが社会的に処方されるリンクワーカーに なる日も近いかもしれません。

# 【社会保険事務講習会】開催のお知らせ

愛知県社会保険協会では、下記の日程で社会保険事務講習会を開催いたします。

新しく社会保険に加入されました事業所の方、社会保険事務担当者が交代されました事業所の方など、 受講をご希望の皆様のお申し込みをお待ちしております。

◎開催日時・会場 各会場とも 午後2時開始、午後4時15分終了予定(受付:午後1時30分から)

開催日	会場	所 在 地	定員(名)
1月18日(火)	豊橋商工会議所 406会議室	豊橋市花田町字石塚42-1	30
1月19日(水)	尾張一宮駅前ビル(i-ビル)2階 大会議室	一宮市栄3-1-2	35
1月20日(木)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち)中会議室1103	名古屋市中村区名駅4-4-38	33
1月21日(金)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち)中会議室1103	名古屋市中村区名駅4-4-38	33
1月25日(火)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち)中会議室1103	名古屋市中村区名駅4-4-38	33
1月26日(水)	刈谷市総合文化センター(アイリス)501~503講座室	刈谷市若松町2-104	34
1月28日(金)	栄ガスビル 5階 キングルーム	名古屋市中区栄3-15-33	40

講習会は各会場とも同じ内容で行いますので、ご都合のよい日をお選びのうえお申し込みください。

- ◆講習内容 1. 社会保険制度の仕組みについて
  - 2. 健康保険・厚生年金保険の適用、保険料について
  - 3. 健康保険給付の手続きについて
- 謙 師 社会保険労務士
- ▶申込資格 ○2021年度の社会保険協会費を納入していただいた 会員事業所の方
  - O2021年1月から7月までの間に新規適用となった事業 所の方

(申し込みは、1事業所1名様とさせていただきます。)

#### ◆受講料 無料

◆申込期限 12月10日(金)

※申込者多数の場合は、抽選とさせて いただきます。

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知 県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX (052-678-7334) にてご連絡いただければ、 申込書等をFAXでお送りいたします。

(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

# 社会保険協会費の納付は・・ 便利で確実な「口座振替」をご利用ください

社会保険協会の年会費につきまして、会員事業所様の利便性を図るために、口座振替による納入方法を導入い たします。

お引き落としの金額や引き落とし日(原則、毎年5月末)等は、別途ご案内文書を5月中旬頃お送りいたします。

## 

①自動振替で納め忘れがなく、安全・確実・便利

口座振替を利用されますと、金融機関に出向く必要がなくなり、自動的に預貯金から振り替えられますので、 納め忘れがなく安全・確実で、大変便利です。

②申し込み手続きは簡単・無料

口座振替の申し込みは、指定用紙へ記入、押印するだけの簡単な手続きです。

また、申し込み手続きや口座からの引き落としには、一切手数料はかかりません。

③金融機関のご利用範囲が広がります

従来どおりの「払込依頼書」では、ご利用いただける金融機関に限りがありますが、口座振替に関しましては、 愛知県内に本支店を置くほとんどの金融機関がご利用いただけます。

## お手続き方法

- ①愛知県社会保険協会のホームページ(入会のご案内、会費・変更届)より「口座振替依頼書」(PDF)をプリ ントアウトする。または、当協会に"口座振替を希望"の旨ご連絡をいただければ用紙を送付いたします。
- ②口座情報等の所定事項を記入し、金融機関届出印を押印する。
- ③愛知県社会保険協会へ送付する。(事業所様で控が必要な場合は、送付前にコピーをして控えとしてください。)

申込期限 2022年2月10日(木)

※送 付 先 〒456-0022 名古屋市熱田区横田1-11-6 フジ神宮ビル8F 一般財団法人愛知県社会保険協会 「口座振替」係

※お問合せ TEL 052-678-7330

## 「スキーリフト補助券」発行のご案内

下記施設のスキーリフト1日券の 購入補助券を発行します。

スキー場施設名	所 在 地
① ダ イ ナ ラ ン ド	岐阜県郡上市高鷲町西洞 3035-2
② 高 鷲 ス ノ ー パ ー ク	岐阜県郡上市高鷲町西洞 3086-1
③ひるがの高原スキー場	岐阜県郡上市高鷲町ひるがの 4670-75
④めいほうスキー場	岐阜県郡上市明宝奥住水沢上 3447-1
⑤治部坂高原スキー場	長野県下伊那郡阿智村浪合 1192
⑥ ヘブンスそのはら Snow World	長野県下伊那郡阿智村智里 3731-4
⑦ 鹿 島 槍 ス キ ー 場	長野県大町市平 20490-4



- ◆補助金額 上記施設のスキーリフト1日券購入料金の一部を補助します。(詳細はホームページをご覧ください。)
- ◆利用期間 ①~⑥の施設はスキー場のオープンの日から2022年3月6日旧まで(ただし④の施設は2月28日月まで) ⑦の施設は2021年12月18日出から2022年3月6日旧まで
- ◆発行枚数 4,000枚

# プイススケート滑走料補助券」発行のご案内 F記施設のアイススケート滑走料の 補助券を発行します。

スケート場施設名	所 在 地
① 邦和スポーツランド	名古屋市港区港栄 1-8-23
② モリコロパーク アイススケート場	長久手市茨ケ廻間乙 1533-1
③一宮市スケート場	一宮市松降 1-9-21
④ あさひが丘スケートリンク	西尾市東幡豆町洲崎山 147-2



- ◆補助金額 上記施設のアイススケート滑走料金の一部を補助します。(詳細はホームページをご覧ください。)
- ◆利用期間 ①~③の施設は2021年12月1日(水から2022年3月6日(印まで ④の施設は2021年12月11日(土)から2022年2月23日(水)まで
- ◆発行枚数 2,500枚

# 子でいちご狩り利用補助券」発行のご案内 下記施設のいちご狩り利用補助券

いちご狩り施設名			所 在 地		
① マ	ル	カ	農	溒	田原市池尻町精進川 60
② 南知多グリーンバレイ いこいの農園		)農園	知多郡南知多町内海打越 39-1		
③ ストロベリーパーク みふね		ふね	豊田市御船町東山畑 34-2		
④ ア	グ リ	ス	浜 名	湖	静岡県浜松市西区平松町 2014-1



- ◆補助金額 上記施設のいちご狩り利用料金の一部を補助します。(詳細はホームページをご覧ください。)
- ◆利用期間 各施設とも2022年1月8日出から2022年3月6日(日まで(ただし①の施設は1月15日出から)
- ◆発行枚数 6,000枚

### ※上記①~③のそれぞれの補助券について

- ◆申込資格 2021年度の社会保険協会費を 納入していただいた会員事業所の被保険者 とその被扶養者
- ◆1事業所の交付枚数

事業所の規模(被保険者数)に応じ、右記の表のとおり上限枚数を設定させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

事業所規模 (被保険者数)	上限枚数
1~99人	10枚
100~499人	20枚
500~999人	30枚
1,000人以上	40枚

※申込方法(申込書様式)、補助金額 等詳しいことは、愛知県社会保険協 会のホームページをご覧ください。

または、FAX (052-678-7334) にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。

(ご依頼の際、必要な申込書の種類と貴事業所のFAX番号を必ず記入してください。)

# 社会保険**あいち** No.548

— 令和3年11月発行 —

記事提供:日本年金機構大曽根地域代表年金事務所

全国健康保険協会愛知支部

発 行:一般財団法人愛知県社会保険協会

₹456-0022

名古屋市熱田区横田1丁目11番6号 フジ神宮ビル8階

**☎** 052−678−7330 URL https://www.shaho-aichi.jp/